政策企画課

1 計画行政の推進

予算科目(款・項・目)10・05・40[決算書101ページ]

調布市政における経営方針、基本的施策の企画調整、総合計画(基本構想・基本計画)の策定及び推進等、計画的・総合的な市政経営を推進するため、市長等のトップマネジメントの下、市政経営の基本方針や政策に係る調査の実施、庁内調整など計画行政による市政運営に取り組むもの

(1) 調布市総合計画策定推進委員会議の運営

調布市総合計画の推進について,専門的見地から助言を受けるため,調布市総合計画策定推進委員の委嘱を行った。学識・知識経験者(7人)をもって組織 男4人,女3人

令和元年度は、令和5年度からの次期調布市総合計画の策定に向けた取組や東京2020大会開催年としての市の取組について委員から助言を受けた。

開催回	開催日		協議検討事項等	出席 者数
第1回	令和2年	•	・ 次期調布市総合計画の策定に向けた取組について	
	2月6日	•	東京2020大会開催年としての調布市の取組について	

(2) 行政評価を活用した総合計画等の推進

行政評価(施策評価,事務事業評価)を通じて,後期基本計画(令和元年度から令和4年度まで)の初年度に当たり,修正基本計画(平成27年度から平成30年度まで)を総括する観点から,分野別計画31施策のまちづくり指標の現状や基本計画事業ごとの取組実績の振返り評価を調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証と合わせて行うことで,基本計画及び総合戦略の連動性と実効性の向上につなげた。

また、施策評価においては、後期基本計画期間における中期的な取組の方向を踏まえた評価を実施した。

基本計画に位置付けた「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションによる施策全体の効果的な推進を図ったほか、補助金等の適正化に関する評価を並行して実施し、効果的な取組につなげた。

(3) 調布市民意識調査

ア目的

市民の日頃の意識や行動の調査を行い、今後の市政・まちづくりに活用することを目的として、平成16年度から毎年度実施している。

イ 調査対象者

市内在住の満16歳以上の市民を対象とし、住民基本台帳から性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて、約3,000人を無作為に抽出した。

- ウ 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- エ 調査期間 令和2年1月14日から同月31日まで
- 才 回収率等
 - (ア) 配布数 3,055人
 - (4) 回収数 1,367人
 - (ウ) 回収率 44.7%

(4) 人口動向等調査の実施

調布市基本計画と調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の有機的な連動を図り、今後の基本計画に基づく諸施策及び調布市における地方創生の取組を推進するため、調布市における人口動向等

について多角的な視点から市の現状に関する分析を行った。

(5) 市政の経営方針の策定

令和2年度の市政の経営方針について全庁的に意識の共有化を図るため、「1 後期基本計画の推進」、「2 2つの基本的考え方による市政経営の推進」からなる「令和2年度における市政の経営方針について(市長通達)」を通達した。令和元年10月3日に同方針等に関する説明会を開催し、職員に周知するとともに、全文を市ホームページへ掲載した。

(6) 基本的施策の公表

令和2年第1回市議会定例会において市長が表明した「令和2年度における基本的施策」について冊子を発行するとともに、市報で概要を紹介し、全文を市ホームページに掲載した。

(7) 調布市行政経営会議の運営

行政経営の在り方を総合的に検討協議し、より効率的な市政経営を実現することを目的とし、特 別職、部長(市長が指定する参事を含む。)及び会計管理者を構成員とする調布市行政経営会議を 開催した。

			出席
開催回 開催日		協議検討事項等	
第1回	平成 31 年	後期基本計画の推進について	
	4月24日		
第2回	令和元年	・ 令和元年度施策評価結果の報告について	
	7月9・10・	・ 平成30年度決算の概要及び令和元年度における前年度繰	
	12 目	越金活用計画について	
		・ 行革プラン2015の取組状況等について	
		・ 事務事業等の見直し・改善による経常経費縮減の取組に	
		ついて	
		・ 調布市における地方創生の取組について	
第3回	令和元年	・ 平成30年度決算の概要について	18 人
	8月22日	・ 令和2年度における市政の経営方針(骨子)案について	
		・ 令和2年度予算編成について	
第4回	令和元年	・ 令和2年度における市政の経営方針について	17 人
	9月26日	・ 令和2年度予算編成方針について	
第5回	令和元年	・ 令和2年度予算編成の現状と今後の予定について	
	11月22日	・ 令和2年におけるオリンピック・パラリンピックに向け	
		た取組について	

(8) 市政経営の概要(施策と予算)の作成

予算参考資料として,令和2年度における施策・予算をまとめた「令和2年度市政経営の概要 (施策と予算)」を発行するとともに、そのダイジェスト版を市議会議員及び全職員に配付した。

(9) 各部の経営方針の公表

市政経営の透明性の向上と市民との情報共有を図るとともに各部の主体的なマネジメントを推進するため、各部の取組の現状と課題や経営の方向性、主要な事務事業の年度内の達成目標のほか、前年度の振り返り等を「令和元年度 各部の経営方針」として取りまとめ、その内容を市ホームページで公表し、公文書資料室に配架した。

(10) 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書の作成

地方自治法第233条第5項の規定により、「平成30年度決算に係る主要な施策の成果に関す

る説明書」を作成し、公表した。

(11) クリーンセンター移転後の跡地活用の検討

北部地域における市民サービスの充実や市民活動の発展促進など、総合的な観点からまちづくりを推進するため、クリーンセンター移転後の跡地活用に当たっては、地域要望を踏まえつつ、行政課題の解決に資する機能を整備するとともに、市有地を活用した公民連携事業として、効果・効率的な施設整備及び運営を行うこととして、令和元年度に事業者を公募型プロポーザルにより募集を行った。

その後、「調布市クリーンセンター跡地活用事業事業者公募プロポーザル審査委員会」において 事業者からの提案を総合的に審査して事業者を選定し、令和2年3月30日に基本協定の締結を行った。引き続き、公共施設マネジメントの公民連携におけるモデル事業として、令和4年度の施設 開設に向けて事業を推進していく。

ア 事業名称 調布市クリーンセンター跡地活用事業

イ プロポーザル募集概要

実施形式 公募型プロポーザル方式

ウ プロポーザル経過

令和元年8月2日 第1回審查委員会(募集要項等確認)

令和元年8月30日 募集要項等の公表

令和元年10月3日 参加申込書の提出締切 (参加申込者2者)

令和元年12月6日 提案書等の提出期限(提案書提出者1者)

令和2年1月14日 第2回審查委員会(事業提案内容確認)

令和2年2月5日 第3回審査委員会(提案書等審査・最優秀提案者決定)

工 提案書提出者

1者

オ プロポーザル審査委員会

学識・知識経験者(5人)及び副市長の計6人をもって組織(男3人,女3人)

カ 審査結果

最優秀提案者 大和リース株式会社東京本店 (千代田区飯田橋2丁目18番2号)

- キ 提案概要
 - (7) 事業期間 (定期借地期間30年間)

建物建設工事 11箇月間

施設運営 28年9箇月間

解体工事・引渡 3箇月間

(イ) 施設計画概要

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

階数 地上3階,地下1階

延床面積 9,785.02㎡

(ウ) 地代及び公共施設賃料

地代(月額) 2, 432,000円

公共施設賃料(月額) 1,025,200円(税込み)

ク 今後のスケジュール (予定)

令和2年度 基本設計及び実施設計・申請手続き等

令和3年度 事業用定期借地権設定契約・建設工事

2 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に関する取組の推進

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に基づく市政運営を推進するため、行革プランに位置付けた条例を具現化する取組の推進及び進行管理を行うもの

(1) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の周知に関する職員研修の実施 新入職員研修(4月),新任係長研修(6月),市民参加推進研修(12月)において,基本条 例に位置付けた自治の理念と市政運営の基本原則について職員への周知を図った。

- (2) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組の推進
 - ア 「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の適切な運用

平成28年4月1日に施行した審議会等の会議の公開に関する条例に規定する手続の運用状況を把握し、運用の更なる改善を図り、条例の適切な運用を行った。また、総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、市民参加推進研修等を通じて制度の周知を図った。

イ 「調布市パブリック・コメント手続条例」に基づく実施状況の把握 市民参加手法の一つであるパブリック・コメント手続について,実施状況の把握等,進行管理 を行った。

- (7) 実施件数 8件
- (イ) 意見提出者 延べ80人
- (ウ) 提出意見数 212件
- ウ 市民参加プログラム等の適切な運用と充実に向けた検討

総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、実践状況の把握や市民参加推進研修を行った。

(ア) 市民参加・協働実践状況の把握

平成30年度に実施した市民参加手続と協働事業に関する取組状況や課題等について,市 民参加・協働実践状況報告書として取りまとめ,市報や市ホームページで公表するとともに, 公共施設に配架した。

(イ) 市民参加推進研修の実施

総務部及び生活文化スポーツ部と連携して開催した市民参加推進研修を通じて、市民参加・協働実践状況調査で回答のあった幅広い市民参加の推進につながった事例を報告したほか、有識者を講師として招き、ワールドカフェ方式による対話型のワークショップを体験することにより、市民参加の実践に向けた手法が習得できるよう内容を工夫して研修を実施した。

また,パブリック・コメント手続条例及び審議会等の会議の公開に関する条例に規定した 手続きについて周知を図り,各条例の適切な運用を図った。

- a 実施日 令和元年12月11日
- b 対象 研修未受講者と受講希望職員
- c 受講者数 44人
- (3) 調布市市民参加推進協議会の開催

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例における自治の基本理念に市政運営の基本原則として規定した参加と協働によるまちづくりを推進するため、庁内横断的に連携し、必要な施策について検討協議することを目的として、調布市市民参加推進協議会を1回開催した。行政経営部長及び各部の次長職(10人)をもって組織 男8人、女2人

令和元年度は、調布市の市民参加と協働における現状や課題について共有するとともに、参加と

協働によるまちづくりを推進するための制度や仕組みづくり等について検討を進めた。

3 企画調整

各種会議の運営等による総合調整を行うとともに、研究会・研修等への参加、職場研修の実施、定期購読誌からの情報収集等を通じて、自治体を取り巻く動向を把握し、総合的な企画・調整機能を果たすもの

(1) 庁議の運営

市政の基本方針の策定,重要事項の審議決定及び各部相互の総合調整を行い,効率的かつ円滑な 行政運営を図るため,特別職,部長(市長が指定する参事を含む。)及び会計管理者で構成する庁 議を原則毎週火曜日に開催した。

ア 開催回数

- (7) 定例庁議 46回
- (4) 臨時拡大庁議 7回

イ 定例庁議案件数

- (7) 付議事項 142件
- (1) 報告事項 349件
- (ウ) 東京2020大会に関連する報告事項 50件※ 通常の報告事項から分離(令和2年1月から)

(2) 企画会議の運営

市政の基本方針及び重要事項についての企画,研究及び調査並びに政策形成における各部相互間の総合調整を実施することにより,効率的かつ円滑な行財政運営を図るため,各部の次長を中心とする企画会議を8回開催した。

(3) 調布市公共用地取得活用等検討委員会の運営

ア 設置の目的

市が公共の用に供するための土地(以下「公共用地」という。)を取得し,交換し,及び寄附を受領すること並びに調布市土地開発公社(以下「公社」という。)が公共用地を取得すること (以下「取得等」という。)並びに市が保有地を有効活用することについて,市と公社が必要な事項の協議を行うもの

イ 所掌事項

- (ア) 公共用地の取得等について必要な事項を協議検討し,方針を策定すること。
- (4) 保有地の活用又は処分について必要な事項を協議し、方針を策定すること。
- (ウ) 市長が必要と認めること。
- ウ 委員構成等 行政経営部を所掌する副市長,調布市土地開発公社理事長,市職員(5人)をもって組織 男7人

エ 委員会の開催

開催回	開催日	協議案件等	協議結果	
第1回	令和元年	協議第 1-1 号	クリーンセンター跡地活用利用用	
	5月14日	深大寺東町7丁目46番地3ほか	地として本用地を取得する。	
		の土地取得について		
		調布市公共用地取得活用等検討	報告事項について, 了承する。	
		委員会規程の改正について (報		
		告)		

第2回	令和元年	協議第 1-2 号	深大寺・佐須地域において環境資	
	7月9日	深大寺南町1丁目3番地3ほか	源の保全・活用を図るため本用地	
		の土地取得について	を取得する。	
第 3 回	令和元年	協議第 1-3 号	土地区画整理事業において有効活	
	9月17日	飛田給3丁目13番地1ほかの土	用するため、本用地の寄附の受領	
		地取得について	を進める。	
第4回	令和2年	協議第 1-4 号	スポーツ施設用地として有効活用	
	1月27日	染地2丁目44番46の土地取得	するため、本用地の取得を進め	
		について	る。	
		協議第 1-5 号	引き続き, ふれあいの家用地とし	
		国領町4丁目14番地14ほかの	て活用するため、本用地の取得を	
		土地取得について	進める。	

(4) 社会保障・税番号制度に関する事務

社会保障・税番号制度,いわゆるマイナンバー制度の円滑な運用に向けて,マイナンバー情報連絡会を通じ、全庁的な情報共有、制度の適切な運用を図った。

ア マイナンバー情報連絡会の目的

社会保障・税番号制度の導入及び円滑な運用に当たって、庁内での情報共有を図り、共通の 課題に対して円滑に対処するもの

イ マイナンバー情報連絡会の構成

マイナンバー事務に関係する課で構成する情報連絡会 (課長相当職) と具体の対応を検討する作業部会 (係長職以下の職員) で構成

ウ マイナンバー情報連絡会の作業部会

全体会としての情報連絡会における調査検討を補完するため,以下の部会を設置し,制度の 円滑な運用を図るとともに総合的な観点から市民サービスの向上に向け検討した。

(ア) システム部会

行政機関間における情報連携について、継続して安定的な運用を行うとともに、令和元年 度の情報連携に関する改正に対応するため、一部業務システムの改修を行った。

(4) 個人情報部会

特定個人情報保護評価書の再評価に伴う公開に当たり、検討・調整を行った。

(ウ) カード発行部会

カード発行・交付に係る交付窓口の運営及び市コールセンターの運営について調整を行った。

(エ) 広報・活用部会

市報やホームページにQ&A方式によるマイナンバー制度の解説を連載するとともに、出前講座などの様々な機会や広報媒体を活用しながら、市民や事業者に分かりやすい情報提供に努めたほか、市民サービス向上の観点から子育てワンストップサービス(マイナンバー制度における電子申請)について検討を行った。

(5) 東京都市町村企画研究会への参加

東京都市町村の企画担当課長で構成される東京都市町村企画研究会において、共通の課題を調査 研究するとともに、情報交換や東京都への要望事項の整理を行った。

ア 総会 1回(平成31年4月)

- イ 第4ブロック会議 1回(武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市)
- ウ 第4ブロック研修 1回 (研究課題「AI・RPAの活用について」)

4 東京都調布飛行場に関する事務

予算科目(款・項・目)10・05・40 [決算書101ページ]

(1) 調布市調布飛行場対策協議会の運営

東京都調布飛行場(以下「飛行場」という。)に関する東京都からの事前協議事項について協議する組織として、市民(15人以内)と学識経験者(3人以内)で構成する調布市調布飛行場対策協議会を条例により設置しているもの

ア 設置の目的

飛行場の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るため、下記イに掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するもの

イ 所掌事項

- (ア) 飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事(軽微なものを除く。)に関すること。
- (イ) 航空路線の新設及び変更に関すること。
- (ウ) 離着陸の制限等の変更に関すること。
- (エ) 騒音及び安全対策の基本的事項に関すること。
- (オ) 新たな機種の航空機の飛行場使用に関すること。
- (カ) 飛行場管理者に対する要望事項に関すること。
- (キ) その他市長が必要と認める事項に関すること。
- ウ 委員の任期及び委員構成等
- (ア) 任期 平成30年11月27日から令和2年11月26日まで
- (イ) 構成 市民(14人), 学識経験者(2人)をもって組織 男11人, 女5人

エ 協議会の開催

開催回	開催日	会議内容等	出席等
第1回	令和元年	· 報告事項 1件	出席委員
	8月22日	調布飛行場周辺地域における小型航空機墜落事故後	13 人
		の対応について	傍聴者
		その他	1人
		閉会後,調布飛行場の現地視察	

(2) 調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金貸付金

小型航空機墜落事故で被害を受けた市民に対し、住宅等の建替え等の資金を貸し付けることにより、生活再建の支援を行うことを目的に創設した貸付金について、令和元年度は、平成27年度に行った貸付(1件)の償還を受けた。

5 自治体・関係団体など多様な主体との広域的連携の推進 予算科目(款・項・目) 1 0・0 5・4 0 [決算書 1 0 1 ページ]

自治体・関係団体・民間事業者など多様な主体との広域的な連携による施策の推進について協議・ 調整を図るもの

(1) 多摩川流域自治体と連携した取組

多摩川流域自治体の企画担当職員を中心とした連携会議を開催し、防災対策やまちの魅力発信な ど、共通する行政課題や広域的な課題について、情報共有、意見交換を行った。 併せて、自治体間連携の実践として、多摩川流域の自治体が取り組んでいるイベントに参加した。

- ア 多摩川流域自治体交流イベントラリー 令和元年5月4日から同年11月3日まで
- イ 多摩川流域郷土芸能フェスティバル 令和元年12月8日
- (2) 地域活性化包括連携協定による取組

ア目的

市と事業者が相互に連携し、協働による取組を推進することで高齢者等の見守り活動、観光情報等の発信、シニア雇用促進、店舗での福祉作業所による生産品の販売など、更なる市民の安全・安心の確保や市民サービスの向上を図るため、平成30年4月18日に株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と地域活性化包括連携協定を締結した。

イ 協定項目

- (ア) 地産地消と市産品の販路拡大に関すること。
- (イ) 市政情報及び観光情報の発信に関すること。
- (ウ) 地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (エ) 高齢者・障害者の支援に関すること。
- (オ) 子ども・青少年の育成に関すること。
- (カ) 食育・健康増進に関すること。
- (キ) 環境保全・リサイクルに関すること。
- (ク) 地域防災・災害対策に関すること。
- (ケ) 地域の活性化,市民サービスの向上に関すること。
- (コ) その他、三者の協議により決定した事項

ウ 連携会議の開催

協定締結後の取組の実効性を高めるため、定例協議の場を設け、定期的に連携事業の確認・ 調整を図った。

- (7) 第1回連携会議 令和元年7月4日
 - a 実施した連携事業(生涯学習出張相談会,シニア向けお仕事説明会,高齢者等の見守り ネットワーク事業)の結果報告について
 - b イベント等に係る広報協力(選挙広報(投票周知)告知物の掲示,路上喫煙等・ポイ捨 て防止活動啓発ポスターの掲示,ラグビーワールドカップ及び東京2020大会PR等)に ついて
- (4) 第2回連携会議 令和元年12月20日
 - a 新たな連携事業 (災害時における店舗駐車場の利用) に向けた取組について
 - b 実施した連携事業 (パープルリボンキャンペーンの取組,福祉作業所製品の店舗販売,シェアサイクル事業の取組推進)の結果報告について
 - c イベント等に係る広報協力 (調布市観光マップなど観光事業 PR, 各種証明書のコンビニ交付ポスターの掲示) について
- (3) 包括的パートナーシップに関する協定による取組

ア目的

市と事業者が相互に連携し、それぞれの保有する特性・資源・ノウハウを生かし、相互に連携・協力して社会的課題の解決や地域の活性化に取り組むことにより、地域の持続的な発展、市民サービスの向上及び社会的価値の創出を図ることを目的とし、アフラック生命保険株式会社と包括的パートナーシップに関する協定を締結した。

イ 協定締結日 令和元年8月5日

ウ 協定項目

- (ア) 街づくりの推進・地域の活性化に関すること。
- (イ) 産業振興・市民雇用の創出に関すること。
- (ウ) 暮らしの安全・安心の確保及び地域防災力の向上に関すること。
- (エ) 市民・地域就労者の健康の維持・増進に関すること。
- (オ) 高齢者支援,障害者支援,子ども・子育て支援に関すること。
- (カ) 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興に関すること。
- (キ) 国際交流・多文化共生の推進に関すること。
- (ク) 働き方改革及び人材確保・育成におけるダイバーシティ推進に関すること。
- (ケ) SDGsの考え方の普及と取組の推進に関すること。
- (コ) その他,両者の協議により決定した事項

6 総合教育会議の運営 <u>予算科目(款・項・目)10・05・40</u> [決算書101ページ] 市長と教育委員会が、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などに

ついて協議・調整を行うもの

(1) 総合教育会議の運営

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行(平成27年4月1日) に伴い,調布市総合教育会議運営規程(平成27年5月22日施行)に基づき,調布市総合教育会 議を開催した。

ア 構成 市長及び教育委員会(6人)をもって組織 男5人,女2人

イ 所掌事項

- (ア) 大綱の策定に関すること。
- (イ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (ウ) 児童,生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ,又は被害が生ずるおそれが見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

ウ 開催内容

開催回	開催日	協議検討事項等 出席	
第1回	令和2年	報告事項	出席者 7人
	3月27日	新型コロナウイルス感染症に係る市の対応につい	傍聴者 0人
		て	